

(別記様式2 交付申請書)

29農 第160号  
平成29年3月31日

内閣総理大臣 殿

福島県鮫川村長 大樂 勝弘

福島再生加速化交付金交付申請書

福島再生加速化交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的

東京電力による原発事故後、村民の放射能による身体への影響の懸念は未だ消えることはありません。

自家消費野菜を栽培している農家が多く、その安全性を担保する唯一の手段がモニタリングです。また、豊富な森林資源（山菜、キノコ等）を享受できない状況が続き、村民の不満が高まっております。これらの状況を解決するため、村では自家消費野菜等の放射能検査を実施し、放射能が及ぼす食への安全性を確保するため本事業を実施し、村民の放射能懸念の払しょくを行い地域再生の加速化を目的とします。

2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額
3,033

注) 帰還環境整備事業計画の写しを添付すること。

鉸川村 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等

基金設置の有無: 無 設置の時期:

平成29年1月時点 (単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、福島県又は 避難指示・解除 区域域市町村等 以外の者が 負担する額を 示した額	各年度の交付対象事業費 (注4)										全体事業 期間	全体事業費 (注5)	備考(注6)				
									平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度							
1	(3) - 23 - 1 -	自家消費野菜等放射線物質検査 事業	鉸川村	村	鉸川村	直接	(3,124) 3,033 <0.157>	(3,124) 0 <0.124>	<0>	<0>	<0.124>	3,033	<0.033>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	15,620	28 ~ 32					
2	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
3	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
4	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
5	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
6	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
7	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
8	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
9	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
10	-	-	-	-	-	-	0	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>							
合 計								<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>				
(うち市町村交付 分)								(3,124) 3,033 <0.157>	(3,124) 0 <0.124>	<0>	<0>	<0.124>	3,033	<0.033>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>			
(うち福島県交付 分)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(うち地方公共団体 の風戸交付分)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(うち志願事業 等)								(3,124) 3,033 <0.157>	(3,124) 0 <0.124>	<0>	<0>	<0.124>	3,033	<0.033>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	

県名	福島県	担当部署名(注7)	農林課
市町村名の組合(注7)	鉸川村	電話番号(注7)	0247-49-3114
地方公共団体の組合(注7)	鉸川村	担当責任者(注7)	我妻 正紀
		メールアドレス(注7)	asumi@kashimawana.fukushima.jp

「◆」最も関連する基幹事業の事業番号(最も関連する基幹事業のこの通し番号)となるよう記載する。

(注1) 事業番号は、基幹事業については、「(実施要綱別添の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)-」(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)・「(実施要綱別添の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)-」(最も関連する基幹事業のこの通し番号)となるよう記載する。

(注2) 事業名は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 総交付対象事業費は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4) 上段( )の数字は、前年度に配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段<>数字については、自動計算される。

(注5) 全体事業費は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注6) 年度間調整又は事業間調整を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間調整を行った旨、その時期及び額を記載する。なお、事業間調整を行う場合には、流用される事業名も合わせて記載する。

(注7) 共同で作成する場合には、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域域市町村等の担当者名を並べて記載する。

鉾川村 帰還環境整備事業計画 平成29年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 内閣府

平成29年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (注3)	当該年度(注4)		うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d) = a × b + (c-a) × b / 2 (注6)	年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち 福島県又は避難指 示・解除区域市町村等 以外の者が負担する額 を減じた額 (c)		年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f=d-e)	
1	(3) - 23 - 1 -	自家消費野菜等放射性物質検査事業	鉾川村	村	鉾川村	直接	定額	(0) 3,033 <3,033>	(0) 3,033 <3,033>	(0) 3,033 <3,033>	(0) 0 <0>		
							合計額	(0) 3,033 <3,033>	(0) 3,033 <3,033>	(0) 3,033 <3,033>	(0) 0 <0>		

県名	福島県	農林課	担当者氏名	我妻 正紀
市町村名	鉾川村	電話番号	メールアドレス	mourir@vil.sanmizawa.fukushima.jp
地方公共団体の組合名				

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別添の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の番号)一(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。  
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)  
(注4)「上段( )」は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。  
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。  
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。  
(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には、事業費以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式 1-3)

福島県（鮫川村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	自家消費野菜等放射性物質検査事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体	鮫川村		事業実施主体（直接/間接）	鮫川村（直接）	
総交付対象事業費	(3,124) 6,157（千円）		全体事業費	15,620（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
東京電力による原発事故後、住民の放射能による身体への影響の懸念は未だ消えることはありません。自家消費野菜を栽培している農家が多く、その安全性を担保する唯一の手段がモニタリングです。また、豊富な森林資源（山菜、キノコ等）を享受できない状況が続き、住民の不満が高まっております。これらの状況を解決するため、村では自家消費野菜等の放射能検査を実施し、放射能が及ぼす食への安全性を確保するため本事業を実施し、住民の放射能懸念の払しょくを行い地域再生の加速化を目標とします。					
事業概要					
○自家消費野菜等の放射性物質検査業務 食品放射能測定器 5 台（自主配備 3 台、消費者庁貸与 2 台）を用いて食品中の放射性物質の検査を行う。検査結果については、村広報紙やHPをとおして公表を行う。  測定者は、検査結果のデータ化、結果書作成、広報及びHP掲載データの作成を行う。					
①測定日及び場所 測定日：平日（土・日祝日、12/29～1/4 を除く） 測定場所：鮫川村歴史民俗資料館内検査場					
②対象者 村内に生活の拠点を有するもの					
③自家消費（家庭菜園、自家農園）の農産物、その他の食品（山菜等） 農業に用いる水（飲用水は除く）					
④検査受付 村農林課に持参すること					
⑤測定結果 当日の夕方までに結果を出し、電話での確認か結果書の交付を求める場合は翌日交付。 なお、検体数が多い場合は翌日に測定を行う。					
○事業費用 ・検査員人件費 @6,800×244 日≒1,660 千円 ・社会保険料 1,679 千円×14.23%≒237 千円 ・機器校正費 936 千円（5 台） ・消耗品費 200 千円 ・合計 3,033 千円					

**当面の事業概要**

<平成 29 年度>

- ・農産物及び食品等の放射性物質測定
- ・測定データのまとめ

<平成 30 年度以降>

- ・農産物及び食品等の放射性物質測定の継続
- ・測定データのまとめ業務の継続

**地域の帰還環境整備との関係**

住民の農産物及び食品からの放射能による不安の払しょくには、モニタリングによる検査結果が唯一の手段である。このモニタリング体制を整備することで、地域（人・もの）が原発事故前の環境を取り戻すことができ、かつ、避難住民の早期帰還を促進できるものとする。

**関連する事業の概要**

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--